

議案第 79 号

亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例
の一部改正について

亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一
部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一
部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部を改正する条例

亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例（平成17年亀山市条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例

第1条中「督促手数料」を「延滞金」に改める。

第4条を次のように改める。

（延滞金）

第4条 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入（以下「税外収入金」という。）の納付義務者は、納期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 市長は、税外収入金の納付義務者が納期限までにその税外収入金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

附則に次の１項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 4 当分の間、第４条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、当該規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に納期限の経過した税外収入金に対する改正後の第４条の適用については、同条中「その納期限の翌日」とあるのは、「平成２７年４月１日」と読み替えるものとする。